

一時出国・再入国許可

みなし再入国許可

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです（再入国許可もご覧ください。）。

みなし再入国許可による再入国・再出国は無料です。

出国の際は、再入国出国記録（EDカード）の該当欄にチェックを入れ、在留カードと一緒に提示してください。

出国後1年以内に再入国しなければ、在留資格を失いますのでご注意ください。
1年を超えて出国する場合は、再入国許可を得て出国する必要があります。

https://www.moj.go.jp/isa/immigration/procedures/minashisainyukoku_00001.html

Please check one of the intended periods out of Japan without fail.

Please check one of the boxes below without fail!

You wish to re-enter Japan.

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

再入国出国記録（EDカード）

再入国許可申請

日本に在留し、在留期間満了前に再入国する目的で出国する外国人。

■ 申請時期

出国する前

■ 応募先

福岡出入国在留管理局

平日午前9:00～午後4:00

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/fukuoka/index.html>

■ 提出書類

- 再入国許可申請書
- パスポート
- 在留カード
- 手数料：3,000円（1回のみ再入場可）または6,000円（複数回再入場可）

もっと見る

<https://www.moj.go.jp/isa/immigration/procedures/16-5.html>